

2014年10月9日

特定の各消費者団体の認定・監督に関する指針の考え方（5）
－報酬及び費用の基準（法第65条第4項第6号関係）－
についての意見

（一社）日本経済団体連合会
経済基盤本部 上席主幹 和田 照子

10月9日開催の特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会第7回会合にやむを得ず欠席させて頂きまことから、書面にて恐縮ですが、下記の通り、事前にご提示いただいた案文を基に私見を述べさせていただきます。何卒ご高配賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 「消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと」の基本的な考え方（総論）

- 大きな方向性について違和感はありません。（詳細は各論にて記述）

2. 許容される報酬及び費用の上限を定めるべきこと

- 特定適格消費者団体が一定の範囲で報酬又は費用を得ることは必要だと思いますが、制度趣旨に鑑み、「消費者の取戻額を不当に少なくするものであってはならない」という考え方に賛成します。

そのため、原案で示されているように「報酬及び費用の上限となる基準」を定めるべきであると考えます。

3. 上限を定めるに際しては、本制度が消費者の利益の擁護のための制度として本制度が持続的に機能すべきこと

- 基本的に記述に賛成です。消費者が自ら訴訟提起した場合に比して、一人当たりの金銭的負担が「相当程度軽減された合理的なものであることが必要である」と考えます。
- 3頁下部に「標準的な事件のみを想定するのではなく、一定の困難性があると想定されるケースについても対応できるものであることが必要」との記述があります。

その考え方には基本的に賛成ですが、個別の対象消費者の事情や事案の性格によって例外を認めるとしても、それが恣意的に運用されることがあってはならないし、手続に参加する対象消費者にとって、手続に参加する際の自身の金銭的負担がどの程度になるのかについての予見可能性が十分に確保されていなければならないと考えます。

そこで、実際の負担がどの程度になるのか、想定される費用加算要素について一定程度の場合分けをして、それぞれの場合にどの程度の費用が加算されるか（交通費など実費の場合はその旨等）が分かるような基準（テーブル）を予め設定及び開示することを特定適格消費者団体に求めるとともに、対象消費者の授権手続に際しての説明義務の対象とすべきであると考えます。さらに、可能な場合には、個々の対象消費者の個別事情等を踏まえ、およその負担額の概算などを事前に伝えることは、事後的なトラブル発生を防止することにもつながると考えます。

4. 相当多数の消費者に共通する費用の存在による消費者一人当たりの費用負担軽減を考慮すべきこと

- 基本的に記述に賛成です。
- 共通費用について、債権額の多寡に拘わらずに一律定率で計算することとすると、債権額が高額の場合、必ずしも金額の多寡に比例して手続費用の支出が増大する訳ではないので、当該対象消費者の手続のために要した実際の費用を大きく上回り、不当な結果を招きかねないことを懸念します。
- また、手続への参加人数が増加することによって、一人当たりの負担が合理的に軽減される性格を持つ報酬・費用については、その費用逓減効果を踏まえて、対象消費者に請求する報酬・費用を軽減させるべきであると考えます。

5. 被害回復関係業務に要する労力及び費用については、回収金額が極めて低額又は無い場合でも、対象消費者において一定額は負担すべきこと

- 「対象消費者において一定額は負担すべきこと」を「対象消費者に対して一定額を負担するよう請求できること」と修正すべきであると考えます。

4.にも関連する記述がありますが、全ての対象消費者に共通する費用について「簡易確定手続に係る費用とするか、費用とせずに特定適格消費者団体の報酬その他の収入によって賄うこととするかは、特定適格消費者団体の自由な選択に委ねられる」という考え方に立脚すれば、それぞれの特定適格消費者団体自身の判断により、「回収金額が極めて低額又は無い場合」に、そのような対象消費者に対しては一定額の負担を求めない、という選択肢もありえるのではないかと思います。

したがって、全ての対象消費者に必ず一定額を負担させるという硬直的な規定にするのではなく、冒頭の案文のように、団体の判断により「請求することができる」という規定に修正すべきであると考えます。

ただし、回収金額が極めて低額又は無い場合でも一定額の負担を求めるときには、授権の同意を得る際に、その点について明示的に対象消費

者に説明し、了解を得ることが必須であると考えます。

- <確認> 全ての対象消費者に一定額の負担を求める場合、授権手続の際に、着手金として事前に徴収することも考えられますが、対象消費者が一定額の支払いを拒否した場合には、特定適格消費者団体は当該対象消費者の授権契約を拒絶することができるのでしょうか。例えば、事前には支払わないが債権額が認容されたら事後的に支払うことを約する対象消費者がいた場合に、拒絶することが妥当でしょうか。

6. 報酬及び費用の上限は手続ごとに定めるべきこと

- 基本的な考え方に賛成です。
- 異議後の訴訟に移行した場合の報酬及び費用の上限について、本人の申し立てにより訴訟に移行している場合を除き、簡易確定手続に係る報酬及び費用と異議後の訴訟手続に係る報酬及び費用の合計額と当該対象消費者の取戻額との均衡を十分に意識して、上限額の基準を定める必要があると考えます。

以上